報告第 58 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

大田区奨学金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額 専決処分日	概　　要
1	201 万 2,000 円 令和８年 10 月 29 日	（１）　被　　告　債務者及び連帯保証人 （２）　貸付総額　211 万 2,000 円 （３）　貸付期間　平成 12 年４月から平成 16 年３月まで
2	57 万 4,000 円 令和８年 10 月 29 日	（１）　被　　告　債務者及び連帯保証人 （２）　貸付総額　57 万 4,000 円 （３）　貸付期間　平成 13 年４月から平成 16 年３月まで

報告第 59 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

建物明渡し等を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額 専決処分日	概　　要
1	239 万 9,522 円 令和８年 10 月 27 日	（１）　被告 債務者 （２）　請求の原因 大田区営住宅（プラムハイツ千鳥）の使用料及び共益費を滞納したことにより、当該建物の使用許可を取り消したが、占有し続けているため （３）　請求の要旨 ア　建物の明渡し イ　滞納使用料及び滞納共益費並びに明渡しの遅延に係る損害金の支払

報告第 60 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

番号	件　　名	賠　償　金　額 専　決　処　分　日	概　　要
1	庁有車による物品損傷事故	18 万 2,600 円 令和８年 10 月 26 日	令和８年８月 27 日午前 10 時頃、矢口三丁目 28 番先において、職員が庁有車を後退させた際、当該庁有車の後部が、相手方が設置している駐車場のゲートバーに接触し、当該ゲートバーが破損した。 （総務部）
2	自転車駐車場における負傷事故	1 万 6,865 円 令和８年 10 月 19 日	令和８年５月 11 日午後５時 40 分頃、西馬込駅前自転車駐車場において、相手方が垂直二段式ラックの上段に駐車した電動アシスト自転車を降ろそうとした際、当該ラックの後輪を固定するための部品の一部が欠損していたため、当該自転車が落下し、当該相手方が負傷した。 （都市基盤整備部）
3	区道上における負傷事故	94 万 9,865 円 令和８年 10 月 19 日	令和７年 12 月 26 日午後４時頃、相手方が田園調布三丁目２番先の区道を歩行中、区道上の植樹ますにある樹木の根上がりにより生じた路面の隆起部分につまずき転倒し、当該相手方が負傷した。 （都市基盤整備部）

4	区立公園における負傷事故	8万2,089円 令和８年10月19日	令和８年８月９日午後７時頃、相手方が上池台三丁目公園内を歩行中、植樹ますにある樹木の根上がりにより生じた路面の隆起部分につまずき転倒し、当該相手方が負傷した。 （都市基盤整備部）
5	ごみ収集作業中における物品損傷事故	２万7,500円 令和８年10月20日	令和８年９月26日午前11時頃、職員がごみ収集作業中、多摩川一丁目 27 番の相手方宅の門扉付近に立てかけてあった当該相手方宅の窓を踏んだことにより、当該窓のサッシ及びガラスが破損した。 （資源環境部）
6	庁有車による物品損傷事故	10万5,930円 令和８年10月26日	令和８年６月26日午前10時頃、中央三丁目５番８号先において職員が庁有車を運転中、入新井第四小学校内に駐車しようとした際、当該庁有車の左側前方部分が車止め用のポールに接触し、当該ポールが損傷した。 （教育総務部）

報告第61号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金54億1,200万円

第１回変更後金額　　金54億6,944万2,000円

第２回変更後金額　　金54億7,210万4,000円

第３回変更後金額　　金54億8,072万8,000円

今回変更後金額　　金54億8,557万9,000円

２　専決処分日

令和８年10月16日

（説明）

令和６年第３回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について、大田区企画経営部が施行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法に基づき、契約金額を変更したことなどのため、一部変更した。

報告第62号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額	金33億7,700万円
第１回変更後金額	金33億3,546万4,000円
第２回変更後金額	金33億6,845万3,000円
第３回変更後金額	金34億5,186万6,000円
第４回変更後金額	金34億6,757万4,000円
第５回変更後金額	金34億9,622万9,000円
今回変更後金額	金34億9,891万3,000円

２　工　　期

当　初　工　期	令和８年７月31日
第１回変更後工期	令和８年８月14日
第２回変更後工期	令和８年９月30日
第３回変更後工期	令和８年12月25日
今回変更後工期	令和８年12月11日

３　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和６年第３回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ｉ期）請負契約について、大田区企画経営部が施行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法に基づき、契約金額を変更したこと及び中東情勢の変化による影響を受け納期が未定となっていた必要資材の確保の見通しが立ったことにより、改めて工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第63号

大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金31億6,800万円

今回変更後金額　　金32億512万5,000円

２　工　　期

当　初　工　期　　令和10年10月31日

今回変更後工期　　令和11年２月16日

３　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和８年第３回区議会定例会において議決された、大田区立石川台中学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、電気設備工事の入札が不調となったことにより、工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第64号

大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか４施設大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金22億7,700万円

今回変更後金額　　金23億2,205万6,000円

２　工　　期

当　初　工　期　　令和10年８月31日

今回変更後工期　　令和11年２月28日

３　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和８年第３回区議会定例会において議決された、大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか４施設大規模改修工事請負契約について、電気設備工事の入札が不調となったことにより、工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第65号

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金12億1,000万円

第１回変更後金額　　金11億9,617万3,000円

第２回変更後金額　　金11億8,714万2,000円

第３回変更後金額　　金11億8,967万2,000円

第４回変更後金額　　金12億210万2,000円

今回変更後金額　　金12億932万9,000円

２　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和６年第４回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について、トイレの内装材を撤去したところ配管接合部等の劣化が判明し、内装改修工事を追加したことなどのため、一部変更した。

報告第66号

大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金７億6,450万円

今回変更後金額　　金７億7,493万9,000円

２　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和７年第２回区議会定例会において議決された、大田区池上会館特定天井及び内部改修その他工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第６項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第67号

大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金５億3,900万円

今回変更後金額　　金５億4,610万6,000円

２　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和７年第２回区議会定例会において議決された、大田区営大森東一丁目住宅及び大田区立大森東福祉園外壁改修その他工事請負契約について、工事請負契約書約款第25条第６項（インフレスライド条項）を適用したことなどのため、一部変更した。

報告第68号

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金４億6,200万円

第１回変更後金額　　金４億6,534万4,000円

第２回変更後金額　　金４億7,565万1,000円

第３回変更後金額　　金４億7,757万6,000円

今回変更後金額　　金４億8,880万7,000円

２　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和７年第１回区議会定例会において議決された、大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について、工事着手後の詳細調査の結果、外壁の止水機能が維持できないことが判明し外壁化粧パネルを更新する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第69号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ｉ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月26日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額	金４億6,200万円
第１回変更後金額	金４億6,625万7,000円
第２回変更後金額	金４億7,520万円
今回変更後金額	金４億7,537万6,000円

２　工　　期

当　初　工　期	令和８年７月31日
第１回変更後工期	令和８年８月14日
第２回変更後工期	令和８年９月30日
第３回変更後工期	令和８年12月25日
今回変更後工期	令和８年12月11日

３　専決処分日

令和８年10月20日

（説明）

令和６年第３回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ｉ期）請負契約について、大田区企画経営部が施行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法に基づき、契約

金額を変更したこと及び中東情勢の変化による影響を受け納期が未定となっていた必要資材の確保の見通しが立ったことにより、改めて工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第 70 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額	金５億 8,300 万円
第１回変更後金額	金６億 2,317 万 2,000 円
第２回変更後金額	金６億 2,656 万円
第３回変更後金額	金６億 3,231 万 3,000 円
今回変更後金額	金６億 3,275 万 3,000 円

２　工　　期

当　初　工　期	令和８年７月 31 日
第１回変更後工期	令和８年８月 14 日
第２回変更後工期	令和８年９月 30 日
第３回変更後工期	令和８年 12 月 25 日
今回変更後工期	令和８年 12 月 11 日

３　専決処分日

令和８年 10 月 20 日

（説明）

令和６年第３回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ｉ期）請負契約について、大田区企画経営部が施

行する建築工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法に基づき、契約金額を変更したこと及び中東情勢の変化による影響を受け納期が未定となっていた必要資材の確保の見通しが立ったことにより、改めて工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第 71 号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金 12 億 1,176 万円

第１回変更後金額　　金 12 億 2,916 万 2,000 円

今回変更後金額　　金 12 億 4,616 万 8,000 円

２　専決処分日

令和８年 10 月 20 日

（説明）

令和７年第１回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について、想定の経路では外構配管の敷設が困難であることが判明し、排水経路を一部変更する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 72 号

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年 11 月 26 日

提出者　大田区長　鈴　木　晶　雅

記

１　契約金額

当　初　金　額　　金 34 億 1,000 万円

第１回変更後金額　　金 34 億 4,770 万 8,000 円

第２回変更後金額　　金 34 億 7,166 万 6,000 円

第３回変更後金額　　金 34 億 7,563 万 7,000 円

今回変更後金額　　金 34 億 8,382 万 1,000 円

２　専決処分日

令和８年 10 月 20 日

（説明）

令和７年第１回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について、トイレの内装材を撤去したところ配管接合部等の劣化が判明し、配管及び衛生器具等を更新する必要が生じたため、一部変更した。